

青梅市テレワークスポット利用規約

1 目的

この利用規約は、青梅市（以下「市」という。）が提供するテレワークスポットの利用（以下「本サービス」という。）に関する事項を定めるものである。

2 規約の適用

本サービスを利用した者は、本規約に同意したものとみなす。

3 利用場所および利用時間

本サービスが利用可能な場所（以下「本施設」という。）は別表に定めることとし、利用時間は原則各施設設置場所の開館時間とし、その他、各施設の定めるとおりとする。ただし、利用時間は、イベント等の実施に合わせ、変更する場合がある。

4 利用料金

サービスの利用料金は無料とする。

5 機器の準備

本サービスを利用するための必要な電源および事務機器等は利用者が準備するものとする。

6 公衆無線 LAN の利用

本サービスの利用に際して、青梅市等が提供する公衆無線 LAN を利用する場合は、本規約のほか、本施設における公衆無線 LAN の利用規約を遵守するものとする。

7 本サービスの利用

(1) 本サービスは原則、利用者が働くための環境等を簡易的に提供するものであり、その内容を著しく逸脱する利用はできないものとする。

(2) 利用者は本サービスの利用後には、机、椅子等をもとの状態に戻すものとする。

(3) 利用にあたっては、施設、什器等に損傷がないように注意するものとする。

8 禁止事項

本サービスの利用にあたっては、法令等で定める他、次の行為を行ってはならないものとする。

(1) 他の施設利用者に迷惑をおよぼす音、振動または臭気等を発生させる行為

(2) 寝位による仮眠をとること

(3) その他、市が不適切と判断する行為

9 責任区分

(1) 荷物、貴重品等は利用者が自己の責任で管理すること。万が一盗難、紛失した場合も市では一切の責任を負わないものとする。

(2) 長時間放置された私物等（以下「放置物」という。）について、これが他の利用者も迷惑になると施設管理者が判断した場合は、施設管理者は放置物を他の場所に移動し、放置発見日を含めて7日間は別の場所にて保管した上、その後貴重品については最寄りの警察署へ届け、その他の物品については処分するものとする。放置物が飲食物や雑誌等であった場合、施設管理者はこれらを即日処分するものとする。

(3) 施設の建造物、設備、備品などを毀損および破損または紛失した場合は、速やかに施設管理者へ申し出ることとする。利用者の故意または過失による場合は修理代を利用者が負担するものとする。

10 利用の中止

利用者が本規約に反した場合、または施設管理上、施設管理者が必要と認める措置に従わない場合は、利用を中止できるものとする。

11 本規約の変更

本サービスに関して、利用者に予告することなく、利用方法の変更、中止または廃止することができるものとする。

12 免責

本サービスの提供に関して利用者に生じた損害、利用できなかつたことによる損害およびその他いかなる損害について、市は一切の責任を負わないものとする。

附則

この規約は令和3年3月31日から施行する。

○別表

施設名称等	所在地
青梅市文化交流センター	青梅市上町 374 番地
青梅市長淵市民センター	青梅市長淵 6 丁目 492 番地の 1
青梅市大門市民センター	青梅市大門 2 丁目 288 番地
青梅市梅郷市民センター	青梅市梅郷 3 丁目 749 番地の 1
青梅市沢井市民センター	青梅市沢井 2 丁目 682 番地
青梅市小曾木市民センター	青梅市小曾木 3 丁目 1, 656 番地の 1
青梅市成木市民センター	青梅市成木 4 丁目 644 番地
青梅市東青梅市民センター	青梅市師岡町 3 丁目 9 番地の 6
青梅市新町市民センター	青梅市新町 4 丁目 17 番地の 1
青梅市河辺市民センター	青梅市河辺町 6 丁目 18 番地の 1
青梅市今井市民センター	青梅市今井 2 丁目 908 番地の 1